

## 平成18年10月以降の重度訪問介護について

### 国の考え方

長時間滞在型の重度訪問介護については1日につき3時間超の支給決定を基本とする一方、30分単位で一律に報酬額が上昇していく仕組みを改め、ホームヘルパーの1日当たりの費用を勘案して8時間を区切りとする単価設定とされている。



サービス単価が1時間あたりの単価であるため、千葉市においては、いままで居宅介護の日常生活支援で30分単位で提供していたサービスを平成18年10月以降重度訪問介護では**1時間単位**のサービスの提供を基本に行うこととする。(原則1日3時間以上、請求は3時間未満も可能とする。)

### 千葉市における重度訪問介護の支給決定

<p>例 重度訪問介護 7.5時間/月 移動介護 2.5時間/月</p>	<p>全体支給量としては100時間 重度訪問介護7.5時間の中には 移動介護分は含まれていない。</p>
--	--

### 千葉市における重度訪問介護の契約内容報告書記載例

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日(又は契約支給量を変更した日) 効力発生日	理由
1	重度訪問介護	7.5h (合算100h)	平成18年10月1日	1 新規契約
				2 契約の変更
2	移動介護	2.5h	平成18年10月1日	1 新規契約
				2 契約の変更

重度訪問介護の契約支給量記載欄に移動介護の契約支給量と合算をした契約支給量を記載すること。